

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 廃棄物処理法第 15 条の許可証が見当たらない



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

当社は産業廃棄物中間処理業（破碎）を実施しております。産業廃棄物の処理を当社に委託している方が処理状況の視察に来ることになりました。先方から事前調査票なるものが届きまして、その中に、廃棄物処理法第 14 条、第 15 条の許可証の写しを併せて事前に提出されたいとの依頼があり、第 14 条の許可証はあるのですが、第 15 条の許可証が見当たりません。第 15 条の許可証以外は何とか対応できそうなのですが、先方にどう説明したら良いのでしょうか。当社が受託しているものは、廃プラスチック類の破碎を受託しております。通常、このような対応は主人である社長がやっているのですが、入院してしまいコロナ禍もあり、連絡にも困っている状況でして、どう対応したらよいのでしょうか。

(回答 1)

廃棄物処理法第 14 条の許可は、収集運搬や処分業を営むための許可です。一方、第 15 条の許可は、廃棄物処理法に定められている許可施設を設置するための許可です。廃プラスチック類の破碎施設ですと、処理能力が 5 t/日を超える場合は許可が必要になりますが、5 t/日以下の場合、許可は不要になります。貴社が設置している廃プラスチック類の破碎施設の処理能力を確認し、5 t/日以下かどうか確認してください。5 t/日以下であれば 15 条の許可は不要である旨説明し、5 t/日を超えている場合は、県に相談し許可証の再交付をお願いするといいいと思います。

※今回のケースは、確認したところ処理能力が 5 t/日以下でした。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第 12 条第 7 項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（9月30日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は 1 年間。
- 料金は 1 事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は 5 万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、8月31日現在、正会員 194 社・賛助会員 23 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016